

社団法人 日本図書館協会 図書館学教育部会

会 報

第 93 号

2010 (平成 22) 年12月 8 日発行 編集・発行 図書館学教育部会

目 次

第96回全国図書館大会第10分科会（図書館学教育）の報告

テーマ：「図書館に関する科目」と教育現場におけるその展開

基調講演「JLA図書館情報学テキストシリーズの新展開：大学の『図書館に関する科目』への対応」 （小田光宏 日本図書館協会出版委員長、青山学院大学教授）……………	2
報告(1)「図書館学教育部会幹事会での検討経過」 （瀬戸口誠 JLA図書館学教育部会幹事、梅花女子大学専任講師）………	5
報告(2)「新科目への移行の経緯と、現状」（平井歩実 明星大学教授）……………	8
報告(3)「司書課程および司書講習における新カリキュラムへの対応：eラーニングの導入と 展開を中心に」（齋藤泰則 明治大学教授）……………	10
報告(4)「入門科目からその先へ：大学院を視野に入れた取組み」 （竹内比呂也 千葉大学教授）……………	12
パネルディスカッションの記録 パネリスト 柴田正美（帝塚山大学教授）ほか コーディネーター 山本順一（桃山学院大学教授）……………	14
行政報告「図書館法施行規則の改正について」 （岩佐敬昭 文部科学省生涯学習政策局社会教育課企画官）……………	19
質疑応答……………	21
参加者の感想 全国図書館大会第10分科会に参加して 日置将之（国立国会図書館関西館）……………	22
第10分科会に参加して 山田美幸（熊本学園大学）……………	23
報告(1)・報告(2)について 佐藤毅彦（甲南女子大学）……………	23
参加者のアンケートから……………	24
日本図書館協会図書館学教育部会50周年記念研究会のご案内……………	25
2010年度 臨時総会・第2回研究集会のご案内……………	26

第96回全国図書館大会第10分科会（図書館学教育）の報告

2010年度の全国図書館大会第10分科会は、9月17日（金）の午前9時30分より奈良市内の奈良女子大学において、「『図書館に関する科目』と教育現場におけるその展開」のテーマで開催され、71名（登壇者除く）の参加があった。

志保田務部会長の挨拶のあと、まずJLA出版委員長である小田光宏氏より、テキストシリーズの新展開について基調講演があった。続いて、図書館学教育部

会幹事の検討経過と、3つの大学における取組み事例について計4本の報告を受けた。

また文部科学省の担当企画官による行政報告では、図書館法改正以降の流れについて再確認が行われた。

最後のパネルディスカッションでは、科目内容から司書課程のあり方まで、パネリストからの補足説明、フロアからの質問に応えるかたちでの質疑を含め、会場全体で活発な議論が交わされた。

＜基調講演＞

JLA図書館情報学テキストシリーズの新展開 —大学の「図書館に関する科目」への対応—

小 田 光 宏（青山学院大学）

1 趣旨

2008年に改正された「図書館法」では、その第5条において、司書養成（司書資格の付与）に関して、司書講習の受講を基本とする形から、大学における「図書館に関する科目」の履修を基本とする形への変更を行なった。これに伴って改正された「図書館法施行規則」では、「大学における図書館に関する科目」が制定され、これからの日本の司書養成の新たな教育課程（カリキュラム）として位置づけられた。

1997年に刊行を開始したJLA図書館情報学テキストシリーズ（以下、「JLAシリーズ」と記す）は、現在、その内容を最新のものとすべく、鋭意、編集作業を続けている。そして、改訂が終了したものから、「JLAシリーズⅡ（第二期）」として発行するに至っている。しかし、今後は、新教育課程における科目とその特性を踏まえて、「JLAシリーズⅢ（第三期）」（仮称）について、検討しなくてはならない。とりわけ、新教育課程が実施される2012年度以降、そして、段階的に新教育課程に示された科目の開講が進むと思われる2013年度以降の使用を予定した構想を整えることが求められている。

本講演では、「JLAシリーズ」の総合編集者の一人として、また、日本図書館協会出版委員会の担当委員として、司書養成の新教育課程に対する認識ならびに意見を示すとともに、「JLAシリーズ」の今後について報告する。これにより、本分科会の討議に資する多様な情報や視点を提供することを目指したい。

2 「JLAシリーズ」の刊行

2.1 「JLAシリーズ」の背景

「JLAシリーズ」は、司書養成のためのテキストブックであることは言うまでもない。しかし、その刊行の

背景の一つとして、本分科会を主催する日本図書館協会図書館学教育部会（以下、「教育部会」と記す）の活動を忘れるわけにはいかない。すなわち、1997年に改正された図書館法施行規則では、司書資格に必要な要件科目を、14科目20単位（以下、「1997年改正科目」と記す）とした。一方、「教育部会」では、1990年代に、司書養成の教育課程に関する議論を活発化させ、また、文部省（当時）による図書館法施行規則改正の動向に対しても働きかけを行っていた。その結果、「教育部会」として、独自の原案を提唱した。「24単位案」と呼ばれるものが、それである。

「24単位案」は、「1997年改正科目」に一定の影響を与えたと推察され、その意味で、「教育部会」の主張の一部は受け入れられたと解釈されるものの、科目の構成や内容面における開きがあることも否定できなかった。そこで、日本図書館協会出版委員会では、「教育部会」の協力を得ながら、「24単位案」に基づく内容を盛り込んだ司書養成が少しでも実現できるように、「JLAシリーズ」を刊行することを計画した。このように、「JLAシリーズ」刊行の背景には、「教育部会」の活動の成果を実質化させようとする意図が存在している。このことは、その後の「JLAシリーズⅡ」でも意識としては同様であり、また、「JLAシリーズⅢ」（仮称）を構想する際にも変わるものではない。

2.2 「JLAシリーズ」のコンセプト

「JLAシリーズ」は、司書養成のためのテキストブックとしては、後発である。しかも、上述したような意図を有していることから、下記の編集上のコンセプトを、総合編集者の間で協議して固め、また、それを共有できる者を、各巻の編集者として依頼した。

(1) シリーズの構成に関して

①必修科目中、図書館学の領域となる11科目からなる構成とすること。②選択科目中、図書館学固有の領域となる科目を構成に加えることとし、「図書及び図書館史」を含めること。③その時々の特ピックを扱う「特論」は、構成から除外すること。④「生涯学習概論」は、図書館員向けの内容に特化させ、別巻として刊行すること。

(2) 各巻の編集・執筆に関して

①「24単位案」の内容を盛り込むこと。②大学設置基準に基づく大学の科目となることを意識し、授業時間と授業時間外の学習を考慮すること。③UNIT構成とし、単位数と時間数との関係を明確にすること。④授業におけるシラバス（授業計画）を意識し、UNITを12～15程度のグループに分けて、実際の授業実践に資すること。⑤テキストブックであることから、執筆者の主観や私見を出来る限り排除した、標準的な内容とすること。⑥上記の内容をstandardと位置づける一方で、執筆者の自由な議論や、種々のアイデアや工夫を許容し、これをoptionと位置づけること。⑦どちらかと言うと、四年制大学での使用を想定して執筆すること。

(3) レイアウト・体裁に関して

①UNITごとに改ページすること。②新UNITの始まりは、出来る限り左ページからとすること。③図書館情報学の用語に対する理解を重視し、キーワードを小口に示すこと。④学校教科書の判型の動向に着目し、B5判とすること。

3 新教育課程に対する理解

3.1 「図書館に関する科目」に対する認識

「図書館に関する科目」は、必修科目11、選択科目7から構成されている。テキストブック編集という視点で捉えた場合、この教育課程には、次のような特徴があると分析できる。

- ・改正前の教育課程と同様に、科目の独立性が高い（複数の科目を組み合わせで一つにすることが想定されていない）こと。
- ・時事的なトピックや、担当者の独自の工夫が可能な「特論」科目を増やしていること。
- ・時代の要請や図書館の現状に対応させる科目を設けていること。
- ・制度や施設といった、図書館関係の基礎的な知識に関する科目を新たに、あるいは、復活させて設けていること。

3.2 旧教育課程の内容面の異同

新教育課程における科目の「ねらい」と「内容」は、これからの図書館の在り方検討協力者会議が2009年2月に示した「司書資格取得のために大学において履修すべき図書館に関する科目の在り方について（報告）」に、明記されている。

この記載を、「1997年改正科目」における同様の趣旨の資料と対照させると、「図書館サービス論」と「資料組織概説」の場合、【資料】のようになる（日本図書館研究会図書館学教育研究グループ、2009年5月30日検討資料、柴田正美氏提供）。右欄が新教育課程であるが、新たに加えられた内容が太字になっているところに着目してほしい。

4 「JLAシリーズ」の展開

「JLAシリーズⅢ」（仮称）について、総合編集者の間では、上述した「JLAシリーズ」のコンセプトを維持させる前提で考えている。また、「児童サービス論」におけるUNITの倍加、「情報サービス演習」における統合的視点の設定を除けば、既存の巻の大幅な改編を要しないと理解している。試みに、「図書館サービス論」と「資料組織概説」のUNITが、新教育課程の内容とどのように対応するか整理してみると、多くの場合、すでに取り扱っているのである。すなわち、「JLAシリーズ」では、普遍的なテキストブックの編集がなされてきたと言ってよからう。

一方、新教育課程の必修科目のうち、旧教育課程と密接な対応関係がなく、新たに編集作業が求められるものは、「図書館情報技術論」と「図書館制度・経営論」となる。

選択科目においては、上述したコンセプトで示したように「特論」は除く。また、担当者の独自の判断で運営する「図書館総合演習」、図書館現場での経験的な知見を扱う「図書館実習」は、テキストブックには馴染まない。したがって、「図書・図書館史」と「図書館施設論」の2科目が、刊行の候補となる。

【資料】法令科目と新科目の内容等対照表

科目名	図 書 館 サ ー ビ ス 論	図 書 館 サ ー ビ ス 概 論
単位数	2	2
ねらい	利用者と直接関わる図書館サービスの意義、特質、方法について解説するとともに各種サービスの特質を明らかにする。	図書館サービスの考え方と構造の理解を図り、資料提供、情報提供、連携・協力、課題解決支援、障害者・高齢者・多文化サービス等の各種のサービス、著作権、接遇・コミュニケーション等の基本を解説する。
内 容	・図書館サービスの意義と種類（貸出、読書案内、情報サービス、利用者援助、教育・文化活動など） ・利用者理解と利用対象別サービス（多文化サービスを含む） ・図書館サービスと著作権・図書館サービスとボランティア ・図書館サービスの協力（他の図書館、関連機関との連携・協力等）	1) 図書館サービスの考え方と構造 2) 図書館サービスの変遷（図書館法制定以降） 3) 資料提供サービスの基本（利用案内・貸出・予約サービスの流れと相互の関係） 4) 情報提供の形態と機能（レファレンスサービス、情報発信、講座・セミナー） 5) 図書館サービスの連携・協力（図書館ネットワークの意義と形態） 6) 課題解決支援サービス 7) 障害者サービス 8) 高齢者サービス、多文化サービス 9) 図書館サービスと著作権 10) 利用者に対する接遇・コミュニケーション、広報

科目名	資 料 組 織 概 説	情 報 資 源 組 織 論
単位数	2	2
ねらい	資料組織の意義・目的と方法、図書館資料の組織化について解説し、併せてコンピュータ目録について言及する。	印刷資料・非印刷資料・電子資料とネットワーク情報資源からなる図書館情報資源の組織化の理論と技術について、書誌コントロール、書誌記述法、主題分析、メタデータ、書誌データの活用法等を解説する。
内 容	・書誌コントロール・資料組織の意義、資料組織と利用者 ・目録の意義・機能・種別、目録規則の解説と適用（主題目録形成を含む） ・分類の意義、日本十進分類法（NDC）等の解説と適用 ・件名標目表の解説と適用 ・コンピュータ目録の意義と構成、管理・運用（書誌ユーティリティの利用を含む） ・機械的処理の方法（情報処理機器の種類と概要を含む）	1) 情報資源組織化の意義と理論 2) 書誌コントロールと標準化 3) 書誌記述法（主要な書誌記述規則） 4) 主題分析の意義と考え方 5) 主題分析と分類法（主要な分類法） 6) 主題分析と索引法（主要な統制語彙） 7) 書誌情報の作成と流通（MARC、書誌ユーティリティ） 8) 書誌情報の提供（OPACの管理と運用） 9) ネットワーク情報資源の組織化とメタデータ 10) 多様な情報資源の組織化（地域資料、行政資料等）

＜報告 (1)＞

図書館学教育部会幹事会での検討経過

瀬戸口 誠 (梅花女子大学)

1 改正省令科目の内容についての検討

日本図書館協会図書館学教育部会幹事会において「改正省令科目・新カリキュラム（新科目）の教育内容に関する検討（検討会）」を実施することになった。本報告は検討会における検討経過を報告するものである。なお、本報告は提示された科目内容や検討経過での議論を筆者なりに解釈した部分が多くあることをあらかじめお断りしておく。

1.1 検討会の概要

検討会には、教育部会幹事に加えて、外部の有識者を招いて実施した。

検討の方法としては、文部科学省これからの図書館のあり方検討協力者会議による『司書資格取得のために大学において履修すべき図書館に関する科目のあり方について（報告書）』の『科目一覧』を対象として、同報告書の「専門的職員として図書館サービス等を行うための基礎的な知識・技術を修得するためのもの（中略）入口として位置付ける」という前提に立ち検討会を実施した。

1.2 検討会の目的と方法

検討会の目的は、図書館員養成の入門科目として位置づけられる新科目について、具体的な科目内容（案）を策定すること、さらに検討過程を通じて、科目内容の論点を明らかにすることである。

具体的な方法としては、報告書における必修科目11科目について、教育部会幹事を中心として事前に「科目案」を作成した。科目案は15回分の授業を想定し、事前に策定した指定様式に合わせて各回の授業内容を表記することにした。なお、1科目当たり2名が担当することを原則として、なるべく2案ずつ作成することにした。これは科目内容における論点を明確にするために、担当者による意見の相違が出ることをあえて

期待してのことである。そのため、科目内容に関して事前に担当者同士で調整することはしなかった。

検討会当日は、事前に作成してきた各「科目案」を個々に発表し、それを基に意見交換するという形式を採った。そして、それを基に「科目案」を整理した。検討会は2010年8月13日（金）・14日（土）の2日間にわたって実施した。

以下、科目内容に触れつつ、その内容を策定する際の論点について報告する。なお、図書館大会当日は、時間の関係上、議論が集中的に行われた科目や内容面が大きく変更された科目、さらに新設科目を中心に報告した。本報告でも同様の手順で述べていくことにする。

2 基礎科目

2.1 図書館概論

「図書館概論」は、2010年度第1回研究集会において平野英俊氏が提起されていたように、個々の教員の哲学（何を学ぶべきか）が重要であり、そのため個々の教員によって組み立て方は多様であろう¹⁾。検討会では、「図書館概論」に関して、ふたつのタイプが提示された。ひとつは「図書館の歴史」を軸に展開したものの（タイプ1）、もうひとつは「館種」を軸に展開したものの（タイプ2）である。

タイプ1の展開は、統計データ等を用いながら、まず世界の図書館の現状と動向をおさえ、そこに見える図書館の機能、図書館の意義を理解させた上で、古代から現在に至るまでの図書館の歴史をたどりつつ、その歴史から学ぶことができること等を受講生に問いかけ、考えさせる。そして後半部に館種による違いや図書館ネットワーク思想、図書館員の専門性と養成等を取り上げている。歴史を軸にしていること、世界に目を向け、そこから改めて日本の状況を客観的にとらえようとしている点に特徴がある。すなわち、図書館という社会的機関を通時的な視点から相対化しようと試みている。

タイプ2では、公共図書館を軸に、それとの協力関係の主体としての各種図書館を取り上げる展開になっている。日本が中心で各国の状況は日本との比較にお

いて触れる程度である。図書館の歴史を知のオープン化、それにとまなう利用者ニーズの多様化のプロセスと捉え、公共図書館の存在意義に繋げている。そして図書館ネットワークの観点から各種図書館の機能へと展開する構成をとっている。すなわち、日本の公共図書館を共時的な視点から捉えようと試みている。

いずれにおいても、図書館の具体的な業務についてはほとんど取り上げていない。これらは「図書館サービス概論」の範疇としているためである。

また、検討過程では、図書館に関する科目群を卒業要件に組み入れることについても話題に上った。司書課程科目をキャリア教育であると捉えて卒業要件に一切組み入れないという選択肢がある一方、社会において必要とされる基本的な学識との観点から、例えば「図書館概論」を教養科目、学部基礎科目などに組み入れる選択肢もある。これに関しては、科目内容そのものの論点ではないものの、今後の司書課程における検討課題となろう。

展開方法、科目の位置づけも含めて、「図書館概論」は各大学における考え方が最もよく反映される科目であり、教員がどのような「原理」「軸」に基づくかによって非常に個性の出る科目、展開幅の広い科目であると言える。

2.2 図書館情報技術論

本科目は新設科目であり、これからの図書館員養成においても重要科目である。報告書の中で、「司書として図書館業務に従事するには、(中略)憲法や外国語、情報技術などの大学の教育課程における基礎的な知識を身につけることも必要」とある。したがって、この科目を履修するに当たっては、大学での共通教育程度の情報処理の履修が前提であり、その程度の内容がこの授業の主たる内容にはなり得ない。

また、現在この種の科目では、メールソフト・ブラウザソフトの基本操作、ワード/エクセル操作程度のアプリケーションの操作を習得させるものが多い。これに対して、図書館の職員としては、自身がコンテンツそのものの開発することは少ないが、メンテナンスを行う、あるいは仕様を指示する立場になることが予

想される。

以上の点を考えると、単純な情報処理の内容はメンテナンスにつながるファイル管理等の内容を必要最低限度で伝え、むしろ図書館に関係があるような現代の情報技術について解説することが科目内容として相応しいことになる。具体的には、図書館における情報技術活用の歴史からコンピュータネットワーク、構造化文書（HTMLやXML等）、デジタルアーカイブ、図書館業務システム、図書館ウェブページ（評価を含む）、RFID等を扱う。

この科目に関しては、新設科目ということもあり、担当者の資質に関しても議論に上った。担当者の資質として、基礎情報処理を超えた内容を扱うことができ、さらに図書館事情にも精通していることが求められる。ただし、現実的にこのような担当者を確保することは、多くの司書課程で非常に困難であることが予想される。ひとつの解決策として、オムニバス形式を採用して、司書課程担当者と情報処理教育担当者の両方がこの科目を担当する方法が考えられる。また、科目内容を考慮すると、演習時間も必要となろうが、全ての大学で演習時間を設けるのは設備の問題等で現実的に不可能かもしれない。このような問題をいかに解決していくかも今後の検討課題となろう。

2.3 図書館制度・経営論

この科目は、もともと別々の科目設定を考えられていたことからわかるように、制度（法律）と経営という異なるテーマをひとつの科目にまとめたものである。そのため、科目の最初に総論的な内容を設けること等によって、ひとつの科目（15回の授業）が制度（法律）と経営に二分されることのないように留意する必要がある。

内容面では、図書館経営（論）を中心とした構成として、序論として(1)図書館法を中心に触れて、その次に(2)非営利組織を焦点とした組織経営、さらに(3)制度、法律へと展開していく。

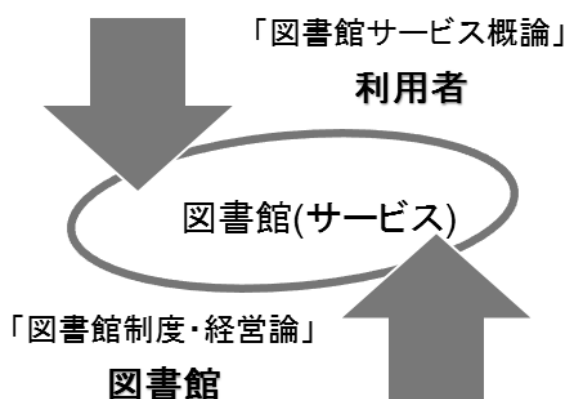
具体的には、(1)では図書館法や地方行政関係法規等、(2)ではマーケティングや図書館パフォーマンス指標からNPM、指定管理者制度等、(3)では著作権法や子

どもの読書活動の推進に関する法律から公立図書館以外の図書館に關係する法律等を取り上げる。

2.4 図書館サービス概論

「図書館サービス概論」はサービス系科目の概論として位置づけられているため、図書館の具体的な業務（サービス）を網羅的に扱う必要がある。この科目の内容を検討するに当たり、密接な關係にあるのが「図書館制度・経営論」である。特に、現行科目「図書館経営論」で扱われている内容は、「図書館サービス概論」とも重複する部分が多い。この2科目をどのように体系化するか（位置づけるか）が非常に重要な論点となろう。

2科目間の相違としては、図書館業務（サービス）に関して、「図書館サービス概論」では利用者側から、「図書館制度・経営論」では図書館（運営者側）から捉える点が挙げられる。すなわち、「図書館サービス概論」は、利用者の視点から図書館サービスの実態を浮き彫りにする科目として位置づけられる（第1図）。



第1図 「図書館サービス概論」と「図書館制度・経営論」の關係

科目内容では、サービス系科目の概論として、サービス全てを網羅的に扱うことの重要性が確認された。具体的には、図書館サービスの変遷から貸出・閲覧、レファレンスサービス、課題解決支援サービス、対象者別サービス、著作権、図書館広報等である。報告書に示された科目内容との違いとしては、児童サービス（YAサービス含む）の扱いがある。これらの内容については新科目においても「児童サービス論」という独立科目が設置されているが、「図書館サービス概論」という科目の特性

上、この科目でも概説的な形であっても必ず扱うことが望ましいと考える。

また、この科目では内容もさることながら方法論が重要であることが確認された。具体的には、実地の見学を含め、徹底的に図書館の実例を紹介すること等が有効な方法として考えられる。

検討過程では、選択科目にある「図書館サービス特論」との關係も考慮して、演習を意識した内容を組み込む可能性も指摘された。

2.5 情報サービス演習

この科目は、講義科目「情報サービス論」において理論的に解説される図書館の情報サービスに関する基礎的な知識についての学習を前提として、実際のサービスの場において提供される情報サービスの実践的な知識や技術を習得するための演習科目である。また、現行科目においては「レファレンスサービス演習」「情報検索演習」と2科目に区分されていたものが、図書館における現実のサービス形態（サービスの提供）を踏まえてひとつに統合された科目でもある。すなわち、現行科目において「レファレンスサービス演習」：マニュアル検索、「情報検索演習」：データベース検索という（現実のサービス形態とは乖離した）授業用区分があったと考えられる。その意味で、新科目では、現実の状況に即した授業展開が可能となった。

科目内容としては、現行科目の「情報検索演習」と「レファレンスサービス演習」の内容に加えて、パスファインダー作成等の図書館からの情報発信を扱う。また、ロールプレイを取り入れたレファレンスインタビューの演習の必要性も指摘された。

以上の点から、本科目においては、情報サービスの提供に必要な実践的な能力の育成を目的として、現行科目における2科目の教育内容の融合をいかに効果的に行うか、さらに現行科目で中心となっていた質問回答だけでなく、パスファインダー作成の演習や実際の情報提供サービスの実例紹介等を取り入れることの重要性が確認された。

2.6 図書館情報資源概論

本科目は、現行科目「図書館資料論」から変更された

科目である。この変更は図書館を通じて利用者がアクセス可能な資料・情報を幅広く捉えることを意図したものと考えられる。ICTの発展等によって、利用者がアクセス可能な情報資源は、従来の図書や雑誌等の印刷メディアやCD・DVD等のパッケージ系メディアからインターネットを介してアクセス可能なネットワーク系メディアまで多様化している。したがって、情報資源といった場合、これまでの現物の所有を前提としたコレクション（蔵書）という視点だけでは捉えきれない。すなわち、図書館のコレクションを超えた（所有しない）情報へのアクセスの保障を目的として、情報資源を再解釈する必要があるだろう。

以上の点から、これまで「図書館資料論」で扱っていた範囲に加えて、WARP等のウェブアーカイブ事業、さらにブログやツイッター等のウェブ上の情報の保存も視野に入れた授業展開が期待されていると考えられる。

2. 7 その他の科目

検討会では、上記の科目以外にも「生涯学習概論」「児童サービス論」「情報サービス論」「情報資源組織論」「情報資源組織演習」について検討した。これらの科目の内容及びそれらの論点については、本部会研究集会等において改めて報告したい。

3 まとめ

今回の検討会は、テキストの作成等その後の具体的な展開まで考えて実施したものではない。新科目は図書館員養成教育の入口（最低限）を示したものであるが、この入口の中身をどう埋めるかによって、それに続く（大学院等の）専門教育の方向づけが可能になる。本部会の目的や役割を考えれば、検討会で議論された内容についてはいずれ何らかの形で正式に公表すべきであろう。

また、これまで再三指摘されてきたことであるが、検討過程を通じて、各科目及び科目相互の体系化・焦点化の必要性を改めて痛感した。

2012度より多くの大学において新科目での司書課程教育が開始されるが、これはあくまでも（再）スタートである。継続して、担当者個々の実践を積み重ねつ

つ、次回の科目改訂を視野に入れて、関係者間での情報交換や議論を重ねていく必要があるだろう。

注)

1) 平野英俊.「図書館概論」はどうあるべきか. 日本図書館協会図書館学教育部会会報. 2010, no.92, p.5-7.

<報告 (2)>

新科目への移行の経緯と、現状

平井歩実 (明星大学)

1 移行の背景

明星大学（以下、本校）司書課程は、平成22年度より、新省令科目の内容へと移行して講義を行っている。その移行の経緯および前期を終了した時点での現状について、第96回全国図書館大会第10分科会図書館学教育で紹介させていただいた内容を報告する。

移行実現の背景として、本校は、東京都日野市に日野キャンパス、青梅市に青梅キャンパスを置いているが、キャンパスにまたがる学部学科の改組改変を行い、平成22年度から新体制で開始することが決定されていたという事情があった。

改組改変と同時に科目の移行を行うこととしたのは、図書館法5条の当初の施行日にあわせたことに加え、主として以下のふたつの理由による。

- ① 大学の改組改変に合わせた方が新しい内容を導入しやすい
- ② 最終的には事務局の負担を減らすことになる。
運良く、大学の改組改変と司書科目の移行時期が重なったとも言える。

2 移行の経緯

2008年6月の社会教育関連3法改正後から、学内の関連各所に要望書を提出し、2009年2月に新省令科目に関する最終報告が出されて1ヶ月後には、具体的な移行計画書を提出した。大学側は、これを受けて学長

の諮問機関としての検討委員会を設置、5月には答申を提出した。2009年6月の文部科学省による説明会が開催された時点で、既に本学は2010年から新科目内容に移行する方針が決まっており、そのための予算も確保し、準備に取りかかっていた。

従って、説明会では、2010年からの移行が可能であるかを確認した。

3 新開講科目の方針

新科目で開講するにあたっての要点を以下のように定めた。これは、上記、諮問委員会の答申に含めた内容である。

(1) 検討協力者会議で示されたすべての科目を平成22年度から開講する

前述したとおり、大学の改組改変および新カリキュラムの実施と同期することにより、新しい内容を時間割に組み込むことが容易になると判断したためである。

(2) 乙群の科目は、他の科目との無理な統合を避けるため、すべて演習科目として開講する

本学では、従来、24単位で開講していたが、先の学内諮問委員会において、単位数は増やさないとの申し合わせがあり、移行後も同じ単位数で開講することとなった。しかし、乙群をすべて演習科目とすることで、1単位科目の半期開講を実現した。実質の時間数は増えたことになる。

(3) 1年次から履修可能とする

今回、資格の取得は司書としてのキャリアの入り口であると位置づけられたため、従来、2年次からであった履修年次を1年次に引き下げた。

4 新しい特徴と要点

新科目に移行するにあたり、従来から課題としてきたことも含め、下記の点を新たにした。

(1) 社会教育主事・学芸員資格との連携

本学は、司書・社会教育主事・学芸員という社会教育関連3資格すべてを取得できる。従って、図書館法5条の三を反映させる意味でも、これら3資格に関わ

る科目は共有して開講することとした。

(2) 一部卒業単位への繰り入れ

他の多くの大学と同様に、本学も取得できる資格の数を増やしている。年間の登録可能単位の上限は定めながら、資格科目はこの上限単位数の対象外とすることになっている。しかし、複数の資格を取得しようとする学生の単位の負担は増加している。他方、司書資格取得を目的としていなくても、図書館に関する基礎知識は全学生に学んでもらいたいという願いもある。また、図書館をテーマにゼミ、卒業研究を行いたいという学生も少数ながら毎年存在する。これらのことを鑑み、基幹科目、研究科目を卒業単位として認めることを要望し、今回実現した。

(3) 情報検索基礎能力試験の取り入れ

選択科目である「図書館基礎特論及び演習（省令科目名：図書館基礎特論）」を、(社)情報科学技術協会の「情報検索基礎能力試験」の対策科目として開講することとした。この科目を選択した学生には、同試験の受験を課すこととした。

(4) 図書館実習の実施

従来から、ぜひとも実現したいと考えていた図書館実習を実施することとした。ただし、必修とはせず、次の履修許可条件を付した。①原則、すべての科目の成績がAであること、②実習に先立ち、ガイダンスおよび実習準備を受講すること、この欠席は認めない、というものである。また、実習先は、学生自身が交渉するものとした。実際の受講許可は、専任教員2名が、希望者全員と面接を行った上で決定した。ガイダンスは基礎知識の確認、実習予定先の自治体および図書館の研究と発表、公文書の書き方等を行った。これらに加え、複数の図書館に実習生の受け入れにあたって身につけておいて欲しい事項を伺ったところ、書架整理ができること、コミュニケーション能力をあげられた。前者については、本学図書館の協力を得て返却図書を含めた書架整理を実施した。後者については、利用者との応対、図書館員同士の伝達に極めて重要だということから、現場を模したコミュニケーション（会話）の訓練を行った。

履修登録者は7名であったが、最終まで残り、実習に出かけたのは4名である。実習期間は10日から2週間という日程で、夏休み期間中に行った。(なお、結果的に実習費は徴収しなかった。)専任教員は実習前、および、実習中に手分けして実習先図書館を訪問した。

評価は、実習先図書館による評価に加え、実習レポート及び実習後の発表を総合して行った。

(本報告書執筆時点で、発表を実施し、評価も終わっている。後日談ではあるが、うち1名は、実習先図書館で引き続きアルバイトを行っている。)

(5) 一部の科目を自由科目として開放

本学は、人文学部社会学科の中で社会福祉を、心理学科の中で障害者心理学を、学べるようになっている。また、人文学部に福祉実践学科を、教育学部の中に特別支援学校コースを置いている。この特徴を司書課程にも反映させるべく、図書館サービス特論及び演習の内容を障害者サービスに特化することとした。加えて、司書課程受講者でなくても、当該科目の受講を認めることとした。

また、先に述べた、「情報検索基礎能力試験」対策科目として開講している図書館基礎特論及び演習も、一般の学生の受講を認めることとした。

なお、教員体制であるが、従来専任2名、兼任2名であったところを、兼任を2名増員し、4名とすることで対応した。しかし、増員した2名は、既に本学で他の科目を担当しており、実数としての増員とはならなかった。このことも、学内的に早期の移行が認められた要因であると思っている。

5 受講者数の変化と現状

卒業単位に含めた科目は受講者数が20名ほど増えている。(移行にあたり、複数学年が受講することになったため、受講者の実数は2倍+20名程度である。)

しかし、現時点では、1学年あたりの受講者数は例年並みである。

前期を終了した時点で専任教員・兼任講師から状況の聞き取りを行ったが、移行期につきものの課題(前

提となる科目の開講時期がずれたため、他の科目の内容を補いながら進めなければならない)はあるものの、大きな混乱は生じていない。全く新規の内容で開講した科目については、受講者数が予定よりかなり多かった、予定していた講義内容が難解すぎたといったことは起きたが、いずれも、コマ数の臨時増とシラバスに手を入れることで解決した。

最も時間をかけて取り組んだのは、やはり図書館実習であった。

おわりに

後期を終え、1年を通して振り返ってみないと、本学の新科目内容についての評価はできない。しかし、現時点では、特に大きな問題は起きていない。1年間を終えてから、再度、専任・兼任教員が集まって、それぞれの成果と課題を検討し、シラバスを見直した上で、来年の申請を行う必要があると考えている。

また、本学は通信教育部にも司書課程を置いており、来年はその移行申請を控えている。通学課程の成果を踏まえて、通信をどうするかを検討しなければならない。特に演習科目のスクーリングの開講をどうするかは大きな課題である。さらに、通信教育課程を開講するにあたっては、教科書を準備することが喫緊の課題である。

<報告(3)>

司書課程および司書講習における 新カリキュラムへの対応

— eラーニングの導入と展開を中心に —

齋 藤 泰 則 (明治大学)

1 明治大学における司書養成の枠組み

明治大学では、文系7学部、理系2学部からなる全学部の学生および大学院研究科の大学院生に司書課程の受講機会を提供するとともに、司書講習を通して広く社会人を中心に司書資格取得機会を提供する開放制司書養成を採用している。図書館情報学の高度化にと

もない、図書館情報学を専攻とする教育の必要性は高まっていると考えられるが、同時に課題解決型の図書館サービスに必須となる主題専門知識を有した司書養成、サブジェクトライブラリアンの養成もまたその重要性を増している。開放制司書養成はこうした司書養成に寄与するものといえる。

開放制司書養成の意義をさらに指摘するならば、知識基盤社会を生きるための力としての図書館リテラシーの育成があげられる。図書館に関する知識・技能を活用する場の社会的広がりに対応するために、公共図書館の司書養成のみを視野に入れた図書館情報学教育の在り方は再検討されるべきであろう。

本学の司書課程は、教職・社会教育主事・学芸員の養成を担う資格課程に所属している。こうした教育系専門職養成の枠組みのなかで司書養成が展開できる意義は大きい。それは、司書の使命は情報専門職にとどまるものではなく、情報資料の提供を通して人々の学習や文化活動を支援する役割にこそあると考えるからである。そのような役割を担う司書養成は、資格課程に司書課程が所属することにより実現可能なものといえる。

2 新カリキュラムの概要

2012年度から開始する司書養成に関する新カリキュラムは、大学における図書館に関する科目に基本的に準拠して科目群を設定するが、図書館特論の枠のなかで、多様な科目群を導入する予定である。具体的には、特色あるサービスを展開している図書館事例を紹介する「現代図書館事情特論」を開設する。また、現在、司書講習科目として開講している「障害者サービス論」、「図書館建築と施設計画」を新カリキュラムの選択科目として導入する予定である。さらに、教職・社教の各養成課程に設置されているカウンセリングや対人援助技術などの利用者支援に関わる科目群、およびMLA連携の重要性をふまえ学芸員養成課程科目群の導入の可能性も検討している。図書館実習については、論文指導・図書館調査研究法指導等を扱う「図書館総合演習」のなかで扱う予定である。

本学において2005年度から開講している司書講習では、図書館特論の枠組みのなかで、館種別図書館論4科目（大学図書館、学校図書館、専門図書館、国立国会図書館）を開設しているが、新カリキュラムにおいては司書課程科目としても開講する方向で検討を進める予定である。

現場性と実践的能力の育成を重視する司書養成を図るためには、できるだけ図書館現場のサービス実践事例に触れ、事例に基づく学習が重要である。この点をふまえ先進的なサービスを展開している図書館現場を取材し、DVD版の教材作成を今後も進めていく予定である。

3 eラーニングの導入と展開

3.1 eラーニングの概要

本学では、演習科目を除く科目を対象に、非同期型・オンディマンド型のeラーニング（メディア授業）を、司書課程・司書教諭課程においては2007年度後期から、司書講習では2009年度からそれぞれ導入している。科目によっては、対面授業を一部実施するなど、ブレンディッド・ラーニング方式も取り入れている。

オンディマンド型eラーニングについては、インタラクティブ性がしばしば問題点として指摘されている。チュータやラーニング・コンシェルジュによる受講生との双方向のコミュニケーション機能やディスカッション機能を組み込むことにより、一定のインタラクティブ性を確保している。

3.2 メディア授業による学習評価

メディア授業は最終試験を除き全14回から構成されている。講師の授業映像と講義のレジュメからなる各回のコンテンツが2週間にわたって配信される。受講生は配信されたコンテンツを視聴し当該回の学習を進めることになる。その学習成果は視聴時間が確保されていることを条件に、小テストまたは小課題レポート等によって評価している。

表1に示したように、対面授業とメディア授業の学習成績に差異はなく、若干ながらメディア授業の受講生の成績のほうが良いという結果が得られている。

表1 概論系科目の成績分布

点 数	評 価	対 面 (%)	メディア (%)
0 ～ 59	F	14	15
60 ～ 69	C	19	12
70 ～ 79	B	32	31
80 ～ 89	A	21	23
90 ～100	S	13	19

メディア授業の成績の優位性は、コンテンツの繰り返し視聴、視聴時間の確保、小テスト等による学習の評価が主な要因と考えられる。受講生の授業アンケートからも、メディア授業にかかる時間と労力は対面授業を上回るとの回答が多い。メディア授業の受講者数が30名程度であるため、一般的な傾向として指摘することはできないが、少なくとも学習成績を見る限り、メディア授業は対面授業と同等かそれ以上の学習効果をあげていることがわかる。

4 司書養成の展望

本学の司書養成の枠組みは、引き続き開放制司書養成を基本とするが、より高度な図書館情報学に関する専門知識・技術を備えた専門職養成を展開する教育研究組織体制についても今後、検討を進めていきたい。その際の重要な視点は、司書を単に情報専門職として捉えるのではなく、人々への知識・情報の提供を通して、人々の課題解決を支援し生涯にわたる成長と発達を援助する教育系情報専門職として司書の役割を位置づけることである。そのためには、学校教育・社会教育学・博物館学を横断的に学ぶ教育課程を編成し、そのために必要な教育研究組織体制が望ましいと考える。本学のeラーニングは、今のところ司書養成のための教育形態として導入されているが、今後は、図書館職員の研修・リカレント教育のための手段としても導入を検討していきたい。自治体の財政難により職員数が削減されるなか、図書館職員は、たとえ短期間といえども職場を離れ、また遠隔地からの参加を余儀なくされる職員の場合にはなおさら、対面方式の研修に参加することはきわめて難しい状況におかれている。eラーニングは、そのような厳しい職場環境におかれた図書

館職員の資質向上を図り、最新の図書館サービスの理論と実践を習得する機会を提供する遠隔研修の手段としてその重要性が今後より一層高まるであろう。

地域住民にとって役に立つ図書館を担う司書に求められる知識・技術は、図書館情報学に関する専門知識・技術に加えて、幅広い教養、主題専門知識および利用者理解に基づく対人援助技術から構成されるものと考えられる。司書養成は、図書館情報学に関する教育にとどまることなく、教養教育、専門教育、関連分野との有機的連関を考慮した総合的カリキュラムのもとで展開することが必要である。

<報告 (4)>

入門科目からその先へ —大学院を視野に入れた取組み—

竹 内 比呂也（千葉大学）

1 はじめに

著者は2009年度の第95回全国図書館大会発表要綱において、「図書館に関する科目」の制定の意義として、第1に大学における司書養成教育が「15単位の軀」から解放され各大学が独自にプログラムを展開する余地が増大したこと、第2に担当教員の学内的地位の向上がもたらされる可能性があることを指摘した。さらに、1)「図書館に関する科目」を入門レベルと位置づけるならばその教育目標を明確化が必要であること、2)その目標を踏まえた上で「入門レベル」を超えたところに存在しているはずの情報専門職養成教育の目標を明確化が必要であること、3)それによって各大学の創意工夫を尊重しつつも一定の方向性を示すべきであること、4)より高度な専門性を有する人材養成プログラム、特に大学院を含む教育プログラムの具体的構築にその意思とそれを可能にする資源を持つ大学は取り組むべきであること、5)そして教育の質の保証のためのメカニズムが必要であることを指摘し、図書館界全体にとっての今後の検討課題とした。本稿はその後の動向をフォローし現下の課題について再確

認するとともに、著者の勤務校におけるささやかな取り組みの実例について紹介するものである。

2 我々は何ができる人を養成しようとしているのか（再考）

上に示した検討課題について、その後劇的な変化があった訳ではない。とりわけ、情報専門職とは具体的に何ができる人か、あるいは何を知っている人かということについて図書館情報学界全体での議論が深まったと言い切ることができる状況にはなっていない。しかし『図書館情報学検定試験問題集』（日本図書館協会、2010年）が出版され、検定試験で何が問われるか（学生から見れば何を勉強すればよいか）が明らかになったことは大きな前進と言ってよいだろう。なぜなら「図書館情報学検定試験」が問おうとしているLIPER提言のコア科目群の中身とレベルがはじめて具体的に示されたことになるからである。

LIPER提言に基づくコア科目群は、米国の図書館情報学大学院のプログラムや日本の図書館情報学専門課程のカリキュラムを基礎にして策定されているものであり、昨年も紹介したアメリカ図書館協会（ALA）のCouncilが承認した「ライブラリアンのコア・コンピタンス」（Core Competences of Librarianship）とその根底を一にするものとも言える。それゆえALAが認定する図書館情報学大学院の修士課程修了者が持つべき基本的知識として挙げられている8領域、すなわち1) 専門職の基礎、2) 情報資源、3) 記録された知識と情報の組織化、4) (情報通信) 技術についての知識とスキル、5) レファレンスと利用者サービス、6) 研究、7) 継続教育と生涯学習、8) 管理と運営とLIPERのコア科目を構成する領域が似ているのは、ある意味当然と言える。

一方、ALAの「コア・コンピタンス」に対して、これまでの図書館員の仕事を後追的に承認しているだけであるとの批判があるのも事実である。この内容全体が否定されるべきものかどうか、あるいは日本の文脈においてはどのように理解されるべきものなのか、議論が必要である。

3 大学院を含む教育プログラム高度化の試み：千葉大学における事例の紹介

3.1 千葉大学における学部課程教育の特徴

千葉大学における司書養成は、2000年に一部科目についての「相当科目認定」が行われたことを嚆矢としている。その際に文部科学省から専任教員の必要性を指摘されたことから、2002年度に専任教員採用人事を行い、2003年度から司書資格取得に必要な全科目が開講される体制が整った。著者は課程の責任者としてカリキュラムの策定に関わってきたが、1) 高度な主題知識を持つ学生の受講が期待されるので、それを活かす方向を考えるべきであること、2) 公共図書館における司書職採用の機会がますます減少しており、公共図書館以外の館種への就職を視野にいれるべきであること、3) 後発の司書養成課程としては他にはない特徴が必要であることを考えた。その結果 1)「図書館特論」相当科目として「大学図書館論」、「専門図書館論」を開講する（当初隔年開講。その後大学院の改組に合わせて「専門図書館論」の内容を変更して毎年開講）、2)「専門資料論」を「学術情報論」として開講する形をとり、時間数も各科目30時間ともの省令科目の倍として内容を充実させることにした。また、履修指導において「大学図書館論」「専門図書館論」のいずれかを必ず履修するように指導している。なお省令2単位の「資料組織演習」については、4単位60時間を確保しており、資格取得には教育学部生は30単位、その他の学部の学生は28単位の履修が求められている。このような特徴をもつものの、これらの科目は学科の専門科目にはなっていない。基本的な性格は、あくまでも通常の教育課程の外側におかれた「課程」であり、これらの科目の学習が卒業論文につながっている訳ではない。

しかしながら、千葉大学文学部では、「学部共通科目」として「大学図書館論」「専門図書館論」を開講し、資格取得に関係なく履修できるようにしてきた。また普遍教育（他の大学の教養課程に相当）において開講している5科目のうち、「図書館概論」では、毎年わずかながら資格取得を希望しない学生の受講があ

る。このように、資格課程としての独立性は低く、あたかも「大学における図書館に関する科目」のごとく開講されてきたのであるが、これは全く偶然の所産であった。

3.2 大学院における科目の展開

著者の所属する文学部では、講師以上の専任教員は採用時に審査を受け、特に問題がなければ博士前期課程（修士課程）担当となることから、着任時に否応無しに大学院における授業開講が求められた。著者が着任する前から千葉大学大学院文学研究科においては「高度職業人養成」が教育目標として掲げられており、例えば「博物館学」も大学院で開講されていた。このことは図書館情報学を開講する上での良き前例となり、図書館情報学科目の開講はスムーズに行われた。

しかし、司書課程専任教員は1名しかいないため、大学院教育として必要な数の図書館情報学分野の科目の開講は不可能であり、図書館情報学を専攻し、修士論文を書こうとする学生にとっては、図書館情報学とは全く関係のない科目の履修をしなければ修了要件を満たせないという問題がある。しかし、各学生が主専攻とする領域を他に持ちつつ、学部開講の司書課程科目と大学院開講科目を履修すれば、トータルで38～40単位程度の図書館情報学関係科目を履修できるようにしている。単位数的には決して少なくはないので、その内容をどれだけ充実できるかが課題である。特に大学院においては図書館情報学を全く学んだことがない学生が当該授業を受講することもあるため、彼らの主題知識を生かす方向での授業内容を設定するなどして対応しており、学部レベルの教育のさらなる展開としては問題があるのも事実である。

4 まとめにかえて

司書養成プログラムの高度化を実現するための漸進的なアプローチの一つとして、学部レベルの司書課程をベースとし、その上に大学院科目を展開した一事例を示した。なお24年度以降、省令上必要な科目を追加開講する予定ではあるが、基本的な枠組みは変更しない予定である。

＝パネルディスカッションの記録＝

（敬称略）

司会：山本 順一

午前・午後の発表者、瀬戸口・平井・齋藤・竹内氏、及び、柴田氏によるパネルディスカッションが行われた。（以下、敬称略）

山本（司会）：まず各発表者から本日まで発表において、話し足りないことなどを簡単に補足していただき、次にフロアの皆さまからのご質問にお答えすることにしたと思う。

柴田正美（帝塚山大学）：小田先生を引き継ぐ形でパネリストとして参加している。まずは、我々の責任として「品質保証」と「製造者責任」があることを認識する必要があると言いたい。教育部会は昨年50周年を迎えたので、過去の活動についてまとめる作業をしている。当初は、利用教育を含んだ活動であったが、1974年以降は、図書館学教育を中心とした議論をするようになった。当時は、文部大臣に「大学における科目」について提言することなどを議論していた。従って、大学における科目は、長い間求め続けて、やっとのことで実現したという認識を持っている。当時から、大学教育としての特徴をきちんと出すようにしなければならなかったと考えていたが、司書講習の改正の影響を少なからず受けており、15単位の時代があり19単位の時代があり、20単位の時代となった。ただし、現在の20単位というのは、19単位＋「生涯学習概論」の1単位である。教育部会が提案した24単位案には、生涯学習概論の単位数は含まれていない。つまり全体としては、司書を養成するための24単位＋ α ということになる。そういう意味では、平成24年度から開始する新しいカリキュラムは、22単位＋「生涯学習概論」の2単位であり、個人的な認識としては、まだ足りない、もっと増やしていかないと製造者責任は果たせない。2000年後から教育部会は、我々自身の品質保証ということで、例えば、ファカルティ・ディベロップメント

(FD)の研修集会を何回も実施している。2004年3月の研究集会からは、現場の人たちとのつながり、つまり研修の現場にどう関わるかを議論している。現在の全般的な状況として、研修についての議論が忘れられているのではないかという気がしている。小田先生のお話の補足ということでは、協力者会議によって示された新カリキュラムの各科目の内容を、より大学らしい科目にしていくことが、我々の責務であり課題であるということを述べておきたい。

瀬戸口：各先生方のお話を伺って、教育部会幹事会で各科目の内容を検討していく重要性を再認識した。大学での教育は入口として位置づけられていることから、ある程度共通したモデルが必要で、独自性はプラスアルファの要素であるということも再確認できた。今後は幹事会での検討結果をもう少し煮詰めて、何らかの形で皆様に提示できるように進めていかなければならないと考えている。

平井：昨年まで所属していた人文学部では、卒業論文を図書館情報学の内容で提出することが可能であり、そういう学生が何人かはいた。卒業論文まで書いた学生は、図書館に就職していく傾向がある。

本年度から新カリキュラムで開講しているが、方針のひとつとして「開かれた司書課程」を掲げており、それに沿って、いくつかの科目は、司書資格を希望しない学生でも受講を認めている。来年になれば、新カリキュラムでの成果が明らかになってくると思う。本学が文部科学省に提出した資料、学生向けに作成した資料等、皆さまの参考になるものがあれば、連絡をいただければお渡しできる。(連絡先：hiraia@ge.meisei-u.ac.jp)

齋藤：司書講習と司書課程で、eラーニングを行っていることについて補足したい。

本学のeラーニングは1科目あたり3ヶ月としている。前期と後期の合計6カ月間で所定の科目の単位が取れない場合には、改めて登録しなおして再履修ということになり、そうした点で、やや厳しいかもしれない。

今後のeラーニングでの司書養成のカリキュラム

は、有資格者の研修、再教育との接続を視野におさめながら検討していく必要があると考えている。図書館サービスの実務を内容とする公開講座には多くの現職者が受講しており、そうした状況を考えると、何年か先になるかもしれないが、有資格者の現職者教育を検討していきたい。

竹内：図書館情報学検定試験は、柴田先生の発言にあった製造者責任を「保証する」メカニズムであるといえる。社会人研修について補足したい。慶應義塾大学や筑波大学が行っている夜間大学院では現職者の受講者が増加しているし、来年度からは九州大学が現職者を意識した大学院プログラムを開設する予定とのことである。各大学が体系化されていない研修を個別に行うよりも、大学院レベルの公式な教育をeラーニングのような環境を整えて実施し、学習の成果を学位によってきちんと保証していくことのほうが、図書館員、情報専門職の研修モデルとしては重要なのではないか。

山本：では、各パネリストに対してフロアより出された「質問票」を中心に、質疑応答を行ないたい。(それ以外の質問は「フロア」と記載した。)

原田安啓(奈良大学)(瀬戸口氏に質問)：情報サービス演習のみ2単位(60時間)となっていますが、これは時間数から見て通年で実施ということでしょうか。半期では60時間は無理と思われますがいかがでしょうか？

瀬戸口：通年で実施することが妥当な解釈であると考えている。

作野 誠(愛知学院大学図書館情報センター)(瀬戸口氏に質問)：「図書館制度・経営論」の内容・授業順序についてであるが、新科目の「内容」の冒頭に1)図書館法(逐次解説)とあり、科目が公共図書館の司書養成を目的とするから、授業の早い段階で、わが国の図書館法の解説をして、この科目の経営の対象とする主な組織である、公共図書館の法的根拠のようなものを理解させておいた方が、「経営」に関する部分の説明がしやすいように思うがそのような意見はでなかったか。

志保田：この科目については志保田と谷本幹事が担当したので私からお答えする。ご指摘のとおり、図書館法を先に解説するよう既定している。

須永和之（國学院大学）（瀬戸口氏に質問）：小田先生の資料では、新カリキュラムの「図書館情報技術論」に対応する科目として、現行の「情報機器論」（選択科目）があるが、この点は検討しなかったか？

瀬戸口：「図書館情報技術論」と「情報機器論」とは、一部分は重複するであろうが、基本的には性格の異なる科目であることから、そうした検討はしていない。

長倉美恵子（瀬戸口氏に質問）：「図書館概論」の内容について、Type1とType2があげられていたが、Type1には「図書館の課題と展望」がある。その具体的内容をお示し頂きたい。Type2においては、「課題」は各館種ごとに組み込まれているので、内容の推測はできる。しかし、「展望」とは、一体何を提示しようとしているのか？

山本（担当幹事として）：歴史を押さえながら図書館のモデルの変化をイメージしている。現在だけを見ていると展望が見通しにくい、キンドルやiPadが登場し、書籍の形が変わっていくということも踏まえて、大所高所から歴史をみて、行く末を夢想してみようということを考えている。

三浦太郎（明治大学）（平井氏に質問）：基礎科目の「図書館情報技術論」について、明星大学の新たなカリキュラムではどのような内容で展開される予定でしょうか？（あるいは展開されたのでしょうか？）2番目に、発表された瀬戸口先生からは、講義と演習の併用やオムニバス形式での展開についてご指摘がありました。具体的に伺えれば幸いです。

二村 健（明星大学）（「図書館情報技術論」担当者として）：協力者会議が示した科目内容を参考にして、これまで実施してきたことと、多少のイメージーションを働かせて15回のシラバスを作成した。具体的には、コンピュータの発生から図書館情報技術の変化、インターネット、そしてライブラリー2.0についてなどである。シラバスはホームページに公開している。

教科書は無いので、自分で資料を作成して授業を行った。大学からは通信教育も（今年度から）実施してほしいという要請はあったが、教科書がないことから平成24年度から実施することにしたという経緯がある。現在、教科書の準備を進めているところである。

三浦（明治大学）、フロアから：午前中の瀬戸口先生のお話のなかで、「図書館情報技術論」には演習的な要素を含める余地があると伺ったが、明治大学では1クラスの受講生が150～200人程度のために、「図書館情報技術論」に演習的な要素を含めることは難しいと考えている。先行して実施された明星大学ではどのように実施されたのかという趣旨で質問させていただいたが、二村先生のご説明で、講義形式であることがわかった。

高橋和子（相模大学）（平井氏に質問）：貴大学の図書館実習について、今少しお教え下さい。1.実習図書館は各自が実習先を用意してくるものと、公共図書館のみですか（館種を問わずか。大学は関知しないのですか。希望者が増えた場合でも（現在は4人）ですか。）2.実習準備講義の実施内容と時間数など、具体的に特色など、教えてください。3.特別に実習のための受講料が必要か否か（金額は）？4.実習期間（年間を通じてか、期間限定か）と、受講学年は最終学年ですか？

平井：図書館実習は公共図書館に限っている。（文部科学省での説明会において同様の質問が出された際は、実習先は公共図書館に限るという回答であった。）実施時期は4年生の夏休み、期間は最低10日間以上2週間としている。就職活動の時期と重なるが、それでも実習を希望するということで、真剣に考えている学生達だと思う。この先、人数はそう増えないだろうと思うが、人数が増えても実習先を学生自身が見つけてくることは変えない。事前教育の内容は、10館程度の図書館の方に色々な話を聞いて参考にした。学生には実習先を確保するための、電話のかけ方から教えた。また、実習館についての研究、例えば、ホームページや『日本の図書館』から、サービス、特徴、人口、登録率、本館、分館、図書館計画

を作っているか等の実態や特徴を発表させた。また基礎知識として、図書館法や自由宣言などの基本的用語の復習をした。図書館の方から利用者との間で困った事例について伺ったので、それら（30事例程度）を学生に対して「あなたならどうする？」と問いかけて、対応を考えさせるということもした。公文書の書き方なども教えた。学生からは実習のための受講料等は徴収していない。実習ノートや実習館への手土産代などは、学内の費用でまかなった。公共図書館では、現在、手土産は受取っていただけないことが多い。

松山 巖（玉川大学）（平井氏に質問）：新カリで新規に登場した科目「図書館制度・経営論」、「図書館情報技術論」等の内容や教科書はどのようにしておられますか。選択科目（6つ）は全て開講されていますか。

平井：選択科目はすべて演習科目として開講している。「図書館制度・経営論」の内容については、基本的には、さきほどの二村先生のご説明と同じ方法でシラバスを作成した。法律関係については、昨年度までは2年生で教えていたが、法改正が頻繁にあったという状況もあり、今年度からは、各科目で関連する法律を触れておいて、逐条解説は4年生を対象として教えることにした。

田窪直規（近畿大学）（齋藤氏、竹内氏に質問）：「図書館情報学専攻・大学院では司書を養成する必要があるか？グーグルのような会社を起業できる人をみざす手もあるのでは、もしくは、民間会社で活躍できる人をみざす手もあるのでは。

齋藤：明治大学の場合には、高度な主題専門知識をもった司書の養成を大学院で展開できないかと考えている。慶応大学や筑波大学のような、現職者の再教育機関としての大学院教育におけるカリキュラム構成では、主題専門知識の位置づけは見えにくいところもあるので、本学のような主題専門知識を基礎とする司書養成は、補完的な役割を果たせるのではないかと考えている。

竹内：アメリカ型図書館学校ISchoolと呼ばれるところが多くなっており、グーグルを起業するような人

材を育てるような拡がりはあると考える。一方、アメリカ型の専門職大学院を日本で展開することについては日本の高等教育や職業教育の歴史的背景を踏まえると私は否定的かつ悲観的である。大学院では、より高度なことを学びたい、より専門的な仕事をしたいという人たちに対して教育をしていきたいと考えているので、専門学校的な狭い範囲のスキルを身につけることを指向しているわけではない。大学図書館職員を目指すのであれば、狭い意味での図書館情報学情報学プロパーの内容だけではなくて高等教育論や科学史なども勉強してもらいたい。もちろん現段階では、そこまで達してはいないが、そういう方向で考えていきたい。

仲井 徳（神戸女子大学）（齋藤氏、竹内氏に質問）：専攻科や大学院設置のお話は大変刺激的でよくわかりましたが、一方で需要といえますか、就職のことを考えますと強く押せない所であります。展望として、いかがお考えでしょうか。

山本：社会の需要（就職・マーケット）を考えた教育を実施しているかというテーマは、他の分野とも共通することであり、図書館情報学分野の大学院教育の議論の範囲を超えてしまうので、別の機会に譲りたい。

小笠原鈴海（鶴見大学）（岩佐敬昭氏に質問されたが、岩佐氏は退席されたので山本氏が対応）：平成21年8月に出された文部科学省告示（注：図書館法施行規則第五条第三項及び第六条第一項に規定する学修を定める件（平成21年8月3日文部科学省告示第127号））は司書講習に限るものではなかったか。大学の司書課程の学生に適用できるような告示は出されたのか。また、この告示では「勤務」とは、2年間以上で1日8時間、月20日間が目安とされている。

山本：告示は出されていない。ただし、司書課程に限らず一般的には、カリキュラムの各科目において、それに相当する知識やスキルがあるかは、大学が認定している。従って、講習で規定されていることを、大学に設置されている「図書館に関する科目」に適用して認定することは法的には可能であると思う。

山本：ではフロアから、何か他にご質問等はないか。

田窪：さきほどの話で、まさしく我々は今後、マーケット（社会的需要・就職）が無いというところで、どのような戦略で教育に望むべきかという部分を議論すべきではないかと思う。

山本：全くその通りである。では他に質問がなければ、午前中の小田先生のご発表で、「JLAテキストシリーズは売れなくてもいいと考えていた」というお話があったことに関連して、同じく教科書出版に携わっていらっしゃる樹村房の社長のご意見を伺いたい。

大塚栄一（樹村房社長）：新カリキュラムにおける当社の教科書シリーズは、できるだけ先行して出版したいと考えている。講義科目8科目、選択科目2科目の出版を予定しており、すでに編者レベルまでの決定をしている。予定では、来年の3月～4月に出来上がるものも数冊ある。「図書館情報技術論」については力を入れている。ゲラ刷りの段階でも、問い合わせがあれば、目次構成は公開したいと考えている。また、出版・出版流通は図書館情報学の1つのテーマとされており、電子書籍についても様々な議論があるが、図書館情報学の研究者、出版社、流通業者では観点が異なるので、もっと議論できる機会があると良いと思う。

山本：新カリキュラムでは、科目間での内容的重複が少ないように見受けられるが、テキストシリーズを構成する立場から、科目間での相互関係について、何か気づいた点等があれば教えて欲しい。

大塚：これまでのシリーズでは、各巻ごとにはまとまった内容となっているが、科目間の関係はあまり考慮されていなかったのもので、新シリーズは、有機的な関連づけがなされるようにしたいと考えている。「品質保証」は教科書出版についてもいえることで、内容的な質の高さが求められている。他の分野では、教科書は乱立している傾向があり、この分野でも新規参入を含めた数社からの出版が予定されていると聞いている。従って、樹村房なりのメッセージ性のあるテキストとしていきたい。

山本：パネリストの方々から、何か言い残しているこ

とがあればお願いしたい。

竹内：大学院で図書館のことを学びたいという人は、何らかの形で図書館に関わっている社会人が多い。慶應大学や筑波大学に社会人の大学院生が多いのはその表れであると思う。さきほどマーケットの話が出されたが、この点を踏まえて、大学院の科目を検討していく余地はあるのではないかと思う。

山本：大学院については、マーケットは必ずしも大きくないが、一定程度は社会に受け入れられているのだと思う。

部会長閉会の辞：本日のテーマについて様々な議論を通して問題が出ているが、文科省は具体的な処理ではっきりしていない所がある。

今後の教育部会であるが、年度末には50周年を開催予定としている。多くの方のご参集を願い盛大な会にしたい。12月の第2回研究集会では、臨時総会を同時に開催予定である。担当の柳幹事が本日配布した別紙をご参照いただきたい。この総会では、日本図書館協会が認定社団法人になることに伴う問題を報告・議論することが焦点になる。部会を今のまま続けるか、個人会員か司書課程を会員の単位とするか、本部会の名称変更のことなど、本部会にとって極めて重要な問題であるので、会員の皆さまのご出席を是非いただきたい。現幹事の大方は6年間の任期を終えるので、本年度の選挙にもご協力を賜りたい。

（文責：荻原幸子、前川和子）

＜行政報告＞

図書館法施行規則の改正について

岩 佐 敬 昭

（文部科学省生涯学習政策局社会教育課企画官）

1 図書館法改正（平成20年6月改正、平成22年4月1日施行）（司書資格関係）

（旧）

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、司書となる資格を有する。

一 大学又は高等専門学校を卒業した者で第6条の規定による司書の講習を修了したもの

二 大学を卒業した者で大学において図書館に関する科目を履修したもの

（改正後）

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、司書となる資格を有する。

一 大学を卒業した者で文部科学省令で定める図書館に関する科目を履修したもの

二 大学又は高等専門学校を卒業した者で次条の規定による司書の講習を修了したもの

※参考

第六条 司書及び司書補の講習は、大学が、文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

2 司書及び司書補の講習に関し、履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。ただし、その履修すべき単位数は、15単位を下回ることができない。

2 図書館法施行規則改正

○過去の改正（司書養成科目関係）

昭和25年制定→昭和43年改正→平成8年改正→平成21年改正（今回）

○改正の背景

- 中央教育審議会答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の進行方策について（平成20年2月19日）」
- 教育振興基本計画（平成20年7月1日閣議決定）

- これからの図書館の在り方検討協力者会議
- 司書の資格取得方法…図書館の正職員の司書資格取得の方法は、大学（大学・短大・通信）における課程で取得した者が約6割、司書講習約2割。（不明約2割）

○改正における基本的考え方

- 図書館に関する科目は、図書館で勤務し専門的職員として図書館サービス等を行うための基礎的な知識・技術を修得するためのものであり、その後、さらに専門的な知識・技術を身に付けていくための入口として位置付けることが適切。
- 司書に必要な資質・能力は、司書資格を取得した後、図書館の業務経験や研修及びその他の学習機会等による学習等を通じて、徐々に形成されていくものであり、図書館に関する科目はそのための基盤を形成するもの。
- このため、大学は、学生に資格取得後も学習を続けるよう奨励し、図書館の設置者は、司書に資質・経験等に応じて継続的に研修に参加させ、知識・技術を向上させるように努め、図書館職員は自主的に学習を積み重ねることが重要。

○科目の設定と体系

- 全国の大学、短期大学における開講単位数・授業時間数等の調査をもとに、現状を改善

（旧）14科目20単位以上

必修科目 各2単位6科目

各1単位6科目

選択科目 2科目

↓

（新）13科目24単位以上

必修科目 各2単位11科目

選択科目 2科目

- 科目の体系

基礎科目（3科目、各2単位）

図書館サービスに関する科目（4科目、各2単位）

図書館情報資源に関する科目（4科目、各2単位）

選択科目（7科目から2科目2単位以上履修）

＜現行科目＞					＜改正科目＞			
	No.	科目名	単位数		No.	区 分	科目名	単位数
必修科目	1	生涯学習概論	1単位	必修科目	1	基礎科目	生涯学習概論	2単位
	2	図書館概論	2単位		2		図書館概論	2単位
					3		図書館情報技術論	2単位
	3	図書館経営論	1単位		4	図書館制度・経営論	2単位	
	4	図書館サービス論	2単位		5	図書館サービスに関する科目	図書館サービス概論	2単位
	5	情報サービス概説	2単位		6		情報サービス論	2単位
	6	児童サービス論	1単位		7		児童サービス論	2単位
	7	レファレンスサービス演習	1単位					
	8	情報検索演習	1単位		8	情報サービス演習	2単位	
	9	図書館資料論	2単位		9	図書館情報資源概論	2単位	
10	専門資料論	1単位		図書館情報資源に関する科目				
11	資料検索概説	2単位	10	情報資源総論	2単位			
	資料検索演習	2単位	11	情報資源総論演習	2単位			
選択科目		図書及び図書館史	1単位	選択科目		(2科目選択)	図書館基礎特論	1単位
	13	資料特論	1単位				図書館サービス特論	1単位
		コミュニケーション論	1単位				図書館情報資源特論	1単位
	14	情報機器論	1単位				図書・図書館史	1単位
		図書館特論	1単位				図書館施設論	1単位
							図書館総合演習	1単位
						図書館実習	1単位	

(14科目20単位)

(13科目24単位)

(14科目20単位)

(13科目24単位)

○授業時間数

- 大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）
- 「図書館に関する科目」の考え方

講義：1単位15時間

演習：1単位15～30時間

実習：1単位30～45時間

- 改正前後の授業時間数

（旧）14科目20単位

講 義	11科目	16単位	240時間
演 習	3科目	4単位	60～120時間
計			300～360時間

（新）13科目24単位

講 義	1～9科目	20～18単位	300～270時間
演習・実習	2～4科目	4～6単位	60～195時間
計			300～465時間

○司書講習・科目免除

- 大学における図書館に関する科目・単位と同様に科目・単位数を拡充
- 一定の勤務経験及び学修等による科目免除の見直し

○経過措置

平成24年4月1日施行。

大学における「図書館に関する科目」については、平成22年4月1日より現行科目・単位数のまま省令上に規定。

○改正省令の適用

- 24年4月1日より前に入学した者で、引き続き同一の大学に在学している者
→従前どおり20単位を修得すれば司書資格を取得
- 24年4月1日前に必要な単位の一部を残したまま卒業した者。

司書講習で一部科目を修得し、改めて大学や講習で残りの単位を修得して資格を取得しようとする場合。
→改正省令による科目24単位を修得することが必要。
ただし、附則の規定に基づき、過去に履修した旧科目を新科目に読み替えることは可能。

○その他

- 大学で開講する科目名
- 専任教員の配置について
- 資格取得証明について

○今後のスケジュール

- 23年8月 新科目に関する大学の体制（教員・シラバス等）について書類提出
- 23年8月から24年3月 文部科学省において科目の内容等について確認（ヒアリング含む）
- 24年4月 新科目へ移行
- 25年度以降 3年に1度程度科目内容確認のためにシラバス等の提出

質疑応答

(岩佐氏が途中退席されるために、報告の直後に行われた。)

(敬称略)

司会：柳 勝 文

福田都代（北海学園大学）：本学には、すでに図書館に勤務している人たちが司書資格を取得するために、科目等履修生制度を活用して司書課程の受講生となっている。そこで、2年間以上の図書館での勤務経験によって「図書館実習」の科目が免除されることについて、2点質問したい。一つめは、図書館法にもとづかない公立図書館や、NPOや指定管理者制度によって運営されている地区センターの図書室（札幌には20ヶ所以上ある）、公民館図書室などでの勤務経験も認められるのかということ。もう一つは、専任職員か臨時職員という違いを考慮するのかどうかということである。

岩佐：（司書講習では）2年以上司書補の職としての勤務経験があれば、図書館実習は免除される。「司書補の職」には、平成21年8月の文部科学省告示第90号「司書補の職と同等以上の職を指定」に掲げられる職を含むこととされており、図書館法上の図書館だけでなく、国立大学法人や大学共同利用機関等の図書館での勤務経験も含まれる。

また、指定管理者制度による可否かというような運営形態は考慮しない。

2年間以上の勤務経験というのは、フルタイム勤務で2年を前提としている。専任か臨時・非常勤かという見方ではなく、実際の勤務形態（勤務時間等）によって判断していくことになると思う。

山田美幸（熊本学園大学）：平成23年度に入学して平成27年3月に卒業する学生の場合には、現行カリキュラムの20単位で司書資格を取得するという理解で正しいか。

岩佐：20単位で司書資格が取得できると表明していた時期に履修を開始した学生に対して、途中で資格取得に必要なとする単位数が変更されるという事態とならないように、入学年度によって、修得単位数が20

単位か24単位かが決まるようにしている。24年度以降に入学した学生の必要単位数は、24単位である。

田窪直規（近畿大学）：通常の大学では、新旧二種類のカリキュラムを開講することはなく、24年度以降は、新カリキュラムだけを開講することになる。そうすると、24年度以前に入学した学生が、24年度以降に開講される新科目を修得した場合には、対応する旧科目に読み替えられて単位修得が認められるということか。

岩佐：おっしゃる通りである。新科目と旧科目は、ほぼ1対1対応となっている。

二村 健（明星大学）：各大学が発行する修了証書又は資格取得証明書については、本年6月の説明会の時点では文部科学省でひな形を準備するということであったが、それはすでに作成され配布されているのか。

岩佐：まだこれからである。

二村：是非、早く作成していただきたい。

松戸宏予（仏教大学）：仏教大学では現在30単位として開講しているが、24年度入学者に対して、新カリキュラムを24単位として開講するとなると、24年度以前の入学者は、24年度以降に修得した新科目を旧科目に読み替えて、旧科目で必要な20単位を修得していることになれば、資格取得となるのかどうか。

岩佐：現在の省令科目である20単位が揃っていれば、資格取得となる。

志保田 務（図書館学教育部会長）：質問はまだまだあると思うので、これからQ&Aの作成・公開や、このような会合の場などで、ご説明いただければと思う。最後にもう一点ほど、専任教員の確保について確認したい。1996年の段階では、当時の文部省は大学に対して2名の専任教員の配置を求めているが、今回も同じ趣旨であると考えて良いか。

岩佐：報告書に「図書館に関する領域を専門とする専任教員を十分に確保することが重要である」とあり、考え方としては従来通りである。

(文責：荻原幸子、前川和子)

第27期(2011・2012年度)役員選挙の お知らせ

選挙権をお持ちの方々には、まもなくお手元に『部会報』第94号(選挙公示号)が届くことと思います。選挙の成立には部会員の3分の1以上の投票が必要です。選挙公示が届きましたら、余裕をもって早めにご投票くださるようお願いいたします。

詳細は投票用紙とともにお送りする『部会報』第94号をご覧ください。

第27期選挙管理委員長

渡邊 隆弘(帝塚山学院大学)

..... 参加者の感想

全国図書館大会 第10分科会に参加して

日 置 将 之

(国立国会図書館関西館図書館協力課)

私が所属する研修交流係では、図書館員向け研修や図書館実習の企画・運営等を主な業務としているため、系の業務に資する情報を得られればと思い、この分科会に参加させていただいた。そこで本稿では、主に研修担当の立場から印象に残った点にしぼって所感を述べたい。

各報告の中では、平井氏と齋藤氏の報告が印象に残っている。平井氏の報告では、図書館実習に言及されている部分が多くあり、大変参考になった。明星大学では、図書館に実習生を送り出す際の準備に相当力を入れているそうである。この話を伺い、我々実習生を受け入れる側の図書館としても、その苦労に報いるような充実した実習を提供する必要があると、改めて考えさせられた。

齋藤氏の報告では、eラーニングや図書館員向け研修に言及されていた。特にeラーニングは当館でも実施しているため、興味を引かれた。明治大学では、司書課程等だけではなく、図書館員の研修・リカレント教育へのeラーニング導入も視野に入れているそうである。図書館員の多くは、時間や場所等の制約により、思うように研修に参加できない状況にある。しかしeラーニングならば、その制約を大きく緩和できると考えられる。まだ検討段階とのことであるが、研修等へのeラーニング導入は是非実現していただきたい。

パネルディスカッションでは、図書館員の養成教育について、「品質保証と製造者責任を意識する必要がある」との発言がなされていた。この内、製造者責任については、是非「アフターサービス」も意識していただければと考えている。近年の図書館現場では、知識や技術の更新を頻繁に求められる傾向が強まっている。このため、研修の重要性も高まっているのだが、既に述べたように、図書館員が研修に参加できる機会は限られている。新教育課程への移行が落ち着くまでは難しいかと思うが、もし可能ならば、各大学においても、現職の図書館員を対象とした教育(研修)の実

施も視野に入れた議論をしていただけると、研修担当としては非常にありがたい。

第10分科会に参加して

山 田 美 幸（熊本学園大学）

今回、第10分科会に参加して印象に残ったのは、図書館実習に関するやりとりであった。

19歳の冬の頃だったか。いつも利用していた地域の図書館へどきどきしながら、初めて電話を掛けた。

「もしもし、**短大で司書資格の勉強をしていますヤマダと申します。実はこの夏そちらの図書館で図書館実習をお願いしたいのですが…。」

今振り返ると、この経験があこがれで勉強していた段階から「図書館のこともっと深くきちんと知りたい!」と図書館の世界へさらに踏み出すきっかけになったのかもしれない。

時は過ぎて、私自身縁あって図書館情報学教員となり、立場も変わった。現在、本学では、図書館実習は図書館特論として行っている。しかし、図書館実習は学生が現場での知見を得られる素晴らしい機会だからと、諸手を挙げて新科目としても導入…とはいかない。実習受入の交渉で、時折、館の方から「実習は図書館法にて必ず行わないといけないものでしょうか…」と問合せを頂く。私が図書館実習を経験したうん十年前から比べると、図書館現場は大きく変わった。ぎりぎりの人数で多忙な図書館業務を行いながら、実習生の受入・指導までは難しいという館がでてきてもおかしくはない。

図書館実習だけではない。今回の改正では、選択科目群における科目の設定や内容に対し、担当者独自の判断、工夫がかなり求められる。このことは課程担当者がある程度科目導入を柔軟に検討できる反面、課程に対する担当者なりのコンセプトが問われる。

その意味合いにおいて、今回の分科会は、テキストシリーズの展開から、新科目の構成例、新科目への導入実例、eラーニングの導入や大学院教育を視野にいった科目展開と様々な例に触れることが出来、いづれも大いに参考になった。

図書館実習の導入に関しても、最終的には何らかの

結論を下さなければならない。何はともあれ、学生たちが「うちの大学で司書資格をとれて良かった!」と感じてもらえる科目設計を行いたい。

全国図書館大会奈良大会 第10分科会（図書館学教育） 報告(1)・報告(2)について

佐 藤 毅 彦（甲南女子大学）

報告(1)は、「図書館に関する科目」について、図書館学教育部会が、2010年8月、有識者を交え、部会幹事1～2名が担当となり、各科目の構成・展開に関してシラバス案を作成し、議論した結果についての発表であった。こうした試み自体は、これまでにないものであり、意欲的な取り組みとして、評価できると思う。図書館大会要綱に記載されているのは、この間の経緯までで、実際の発表ではパワーポイントが使用されたが、スライドのコピーは参加者に配布されなかった。文部科学省が作成した、各科目内容の変遷を記したものが、資料として配られたが、「図書館概論」「図書館情報技術論」「図書館制度・経営論」「図書館サービス概論」「図書館情報資源概論」などの科目について、幹事が分担を決め、検討したというシラバスの内容は、投影されたのみであった。当方をはじめとして、短時間でメモをとることに困難を感じた、という参加者もいたと思われる。図書館大会分科会への要望として、スライドのコピーを配布してほしい、というものもあったのではないかと（会場で、デジカメまたはケータイで、撮影すればいいのでは・・・、という意見もあろうが）。

報告(2)は、大学の学部改組にあわせて、2010年度から前倒しで、司書課程を新カリキュラムでの実施した大学から、その実情についての発表であった。こちらは、スライドのコピーが配布され、さらに、今年の4月に学生に配布した「司書課程がリニューアルします」というリーフレット、「科目読み替えチェック表」が資料としてつけられていた。質問に対しても、具体的に答えていただき、参加者は、それぞれの大学で、新カリキュラムを実施する際の参考になったと思われる。ただ、配布された資料、会場での上映とも、一部に小さい文字が使用されていて、読み取りにくい部分があったように感じられた。

..... 参加者のアンケートから

回収できたアンケート 22名

質問1 協会会員・部会員かどうか

日本図書館協会会員・図書館学教育部会会員	12
日本図書館協会会員・図書館学教育部会非会員	10
日本図書館協会非会員	0

質問2 テーマの設定について

適切だった	22
適切でなかった	0
どちらともいえない	0
無記入	0

質問3 プログラムについて

	JLA 会 員 部 会 会 員	JLA 会 員 部 会 非 会 員
適切だった	11	9
適切でなかった		
どちらともいえない	1	1
無記入		

質問4 内容について

	JLA 会 員 部 会 会 員	JLA 会 員 部 会 非 会 員
適切だった	12	9
適切でなかった		
どちらともいえない		1
無記入		

質問5 今回の分科会に関するご意見

- ・新カリキュラムへの対応を中心に、文科省や大学の考え、取組みについて勉強することができました。ありがとうございました。
- ・新課程にむけて実施されている大学の具体的な話が聞けて有益だった。
- ・大変参考になる内容でしたが、様々な問題があるため、もう少し時間が必要だと感じました。
- ・配布資料がありがたいです。特に文科省の資料はありがたいです。
- ・小田先生の説明が多少雑多な点がありましたが、よくまとまっていて、平成24年以降の科目のヴィジョンが見えました。
- ・前年までに含まれていた上級司書職や現職者研修などの議論がなくなって、部会名と今回テーマが一致したような感じがします。ゆえに内容がはっきりし

て良かった。

- ・新科目の展開とその中身を議論するのはとても大切であることは言うまでもないが、“教える側”の教員の質やスキルの点もどうなのか考える必要がある。教員も変わらねばならないのではないか。
- ・マイクの音が一番後ろでは小さかった。パワーポイントの字が小さくて見えにくかったので、紙で配布するか、Webに公開しておいて下されば当日パソコンで見たのですが…。とりあえず利用したパワーポイントの資料はすべてWeb公開よろしく願います。帰宅後見てみます。
- ・学内の会場までのサインがわかりにくかった。もう少し座席数の多い部屋のほうが快適に過ごせたのではないか。
- ・当日のタイムスケジュール（時間が入ったもの）の配布をしてもらいたかった。
- ・非会員ながら、この数回参加しております。いつも参考になるプログラム、発表で勉強になっております。

質問6 図書館学教育部会の活動全般に関するご意見

- ・新カリキュラムの科目に対応するためのFD活動を研究会形式で実施してほしい。
- ・今回JLAと樹村房のテキストについて話を聞くことができましたが、今後（今年度終盤あるいは次年度初めくらいに）他の出版社も含め、出版予定（内容等）を聞く機会を設けてはどうでしょうか。その上で新カリについて討議等できればと思います。
- ・市場のない中で我々はどのような戦略をもって司書課程を運営すべきかを話し合ってはいかがですか。戦略によって教科内容も変わるところもあると思います。
- ・大学をどうするかも大切ですが、どのような図書館職員を養成するのかを検討する内容も考慮すべきであると思います。“大学教員の生き残りの問題”にしがみついている印象が強いですね。
- ・公共図書館、大学図書館、専門図書館それぞれで養成すべき職員像が異なると思います。共通する問題をまとめて図書館職員像を導き出す必要があるでしょう。“像”が揺れ動くので、講義内容が概説的になっていたり、専門に特化したり、わかりにくく、いびつになる点があります。
- ・図書館情報学担当教員の資質向上の問題。
- ・明星の事例は助かりました。
- ・部会の幹事の皆様方、たいへん御苦勞様です。有意義な分科会でした。

「日本図書館協会図書館学教育部会 50 周年記念研究集会」のご案内

2010 年 11 月 15 日
日本図書館協会図書館学教育部会会長
志保田 務

日本図書館協会図書館学教育部会は 50 周年の折り目を迎えました。部会員の方々、諸先輩のお陰とお礼申しあげます。この機会に部会員あいよって旧交を温め、また、当部会と日本の図書館情報学の将来を語り合おうではありませんか。研究界の思わぬ出会いになるかもしれません。大いにご参加くださいますよう、幹事一同心を尽くしてご用意し、ご案内申しあげます。

日 時： 2011 年 3 月 13 日（日）
9:50～12:30 研究集会 13:00～16:00 懇親交流会

場 所： 大阪ガーデンパレス
大阪市淀川区西宮原 1-3-35 TEL： 06-6396-6211
<http://www.hotelgp-osaka.com/access/index.html>

会 費： 8000 円 （懇親会不参加の場合 3000 円）
*部会員でない方には、記念誌を一部 2000 円でお頒けします。

お申込： 2011 年 3 月 5 日（土）までに、「研究集会参加の有無、懇親会参加の有無」「お名前」「ご所属」「連絡先」「部会員、JLA 会員、非会員の別」を明記のうえ、メール（maekaw@osaka-ohtani.ac.jp）または F A X（0721-24-1042 大阪大谷大学人間社会学部）で前川和子（部会幹事、大阪大谷大学）までお申し込み下さい。

予定されているプログラム

09:30～ 受付（司会 柳 勝文）

09:50～ 開会挨拶
（志保田務 日本図書館協会図書館学教育部会会長、桃山学院大学名誉教授）

10:00～ 報告「『50 周年記念誌』編集から見た教育部会」
（柴田正美 刊行記念誌編集委員長、帝塚山大学教授）
祝辞・祝電披露

10:30～ 講演 1 「情報化時代における図書館司書養成（仮）」
（高山正也 慶応義塾大学名誉教授、国立公文書館館長）

11:10～ 休憩 <同時開催：ポスターセッション>

11:40～ 講演 2 「図書館学教育部会活動の歴史（仮）」（今まど子 中央大学名誉教授）

12:20～12:30 事務連絡
記念写真

13:00～ 懇親交流会（司会 谷本達哉）
<同時開催：ポスターセッション>

16:00 閉会

★★ポスターセッション募集中★★

図書館学教育の歴史や今後のあり方に関連するポスター報告を募集しています。大きさは B O 判（1030×1456mm）程度まで、VTR・PC は利用できません。報告の記録は『部会報』に掲載します。参加ご希望の方は担当幹事の前川まで、メールまたは F A X で概要（A 4 判 1 枚）をお送りくださるようお願いいたします。1 月 31 日（土）必着。みなさんのご参加をお待ちしています。

担当幹事 前川和子（大阪大谷大学）
村上泰子（関西大学）

2010年度 臨時総会・第2回研究集会のご案内

日 時： 2010年12月18日（土）

会 場： 関西大学千里山キャンパス 〒564-8680 大阪府吹田市山手町3-3-35

第1学舎 5号館4階 E403教室

<http://www.kansai-u.ac.jp/global/guide/access.html#senri>（交通アクセス）

<http://www.kansai-u.ac.jp/global/guide/mapsenri.html>（キャンパスマップ）

受 付： 12：00～

< I 臨時総会 > 12：30～13：20

JLAは法律改正に基づき極近の将来の公益法人への移行を計画しています。それに伴い当部会は部会費の徴収その他財政組織の変更等、部会規程改正を必要としています。またJLAで更新・新設予定の団体会員組織の一つとして「図書館研究団体」の機関設定を求め司書課程等が団体会員となりうるよう（評議員選出可能性を築く）働きかけかなどにつきご検討願います。更に50周年を期して記念事業をきっかけに部会名を「図書館情報学教育部会」に変更するかどうかご協議戴きたく、当部会幹事会はここに2010年度臨時総会を招集いたします。

ご多用中恐縮ですが曲げてのご出席、ご欠席の場合の委任状（別添）ご提出をお願いします。

部会長挨拶 12：30～12：35（議長選出、成立確認、署名人指名）

議 事 12：35～13：20

予定議事 JLA新公益法人移行計画と当部会の組織、会計（部会規程）の検討。

その他（部会名について：50周年事業について：ほか。）

< II 2010年度第2回研究集会 > 13：30～17：00（研究集会受付 12：00以降、随時）

テーマ：「図書館に関する科目」実施土壌の形成に向けて：FDと選択科目を中心に

「図書館に関する科目」について省令成立前、当部会は幹事会案を提示し、新科目単位に関し刺激を提供し、本年夏には勉強会（拡大幹事会）で省令科目ごとに授業項目の、全講時に対応した設計を図るなど、2012年からの省令実施のための土壌形成に努めてきた。今年の全国図書館大会では"勉強会"での検討結果を発表し、それ以外に先行大学の新カリキュラム設計報告等を頂戴した（本号参照）。だが幹事会として未検討科目を残している。そこで図書・図書館史ほかの科目についてご発表戴き、大会アンケートで実施要請された技術系科目関係のFDを試行することとした。

スケジュール（予定）：

13：30～13：55 開会挨拶、趣旨・経過説明（志保田務 図書館学教育部会会長、桃山学院大学）

13：55～14：55 発表1「図書館情報技術論の基底」（仮題）（原田隆史 慶應義塾大学）

14：55～15：25 発表2「情報資源組織論について」（杉山誠司 日本福祉大学）

15：25～15：55 発表3「図書・図書館史について」（仮題）（三浦太郎 明治大学）

15：55～16：05 休 憩

16：05～16：55 総合討議

16：55～17：00 閉会挨拶

お申込み： 参加ご希望の方は同封の委任状ハガキでご回答いただくか、または、「お名前」「ご所属」「連絡先」「部会員・JLA会員・非会員の別」を明記して12月17日（金）までに担当幹事の柳 勝文（龍谷大学）までメールかFAXでお申し込み下さい。

メー ル： ^{エイエスビー18968}anb18968@nifty.com FAX：075-241-4668

編集担当 〒564-8680 大阪府吹田市山手町3-3-35 関西大学文学部 村上 泰子

Tel. 06-6368-0467 E-mail: yasuko@kansai-u.ac.jp